

社外役員の独立性基準

株式会社アエリア

社外取締役及び社外監査役または社外役員候補者(以下「候補者」)が、以下の各項目のいずれにも該当しない判断される場合に、独立性を有している者とする。

1. 以下に該当する会社の業務執行者でない者

(1)当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人(以下「業務執行者」)

(2)過去10年間において、当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人(以下「業務執行者」)であった者

2. 以下に該当するコンサルタント等でない者

(1)当社又は当社の子会社の会計監査人

(2)弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

3. 以下に該当する大株主(所有)でない者

総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者

4. 以下に該当する取引先でない者

(1)販売先(主要な取引先):当社の販売額が当社の連結売上高の1%以上である者(法人の場合はその業務執行者)

(2)仕入先(当社を主要な取引先とする者):当社の仕入額が仕入先の連結売上高の1%以上である者(法人の場合はその業務執行者)

5. 以下に該当する借入先でない者

当社の借入額が当社の連結総資産の1%を超える借入先(法人の場合はその業務執行者) 6. 以下に該当する者でない者

6. 以下に該当する寄附を行っている者

当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄附を行っている者(法人の場合はその業務執行者)

7. 以下に該当する親族でない者

本基準において独立性を否定される者の配偶者又は二親等以内の親族

8. 以下に該当する社外役員の相互就任関係にない者

当社の業務執行役員が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社の業務執行役員が当社の社外役員である関係

本基準は取締役会の承認を得て制定する。改訂も同様とする。

以上

2021年11月25日 制定